

報道機関各位

記者発表資料

平成16年6月23日(水)

問い合わせ先：政策調査課

担当：野原 勇

電話：829-1065

内線：2141

さいたま市・岩槻市合併協議会の設置について

市議会6月定例会でさいたま市・岩槻市合併協議会設置議案が議決されましたので、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併に関する法律第3条第1項の規定に基づき、法定の合併協議会を設置します。

1 名称

「さいたま市・岩槻市合併協議会」と称する。

2 目的

さいたま市・岩槻市任意合併協議会における協議経過及び協議結果を踏まえ、新市建設計画の作成をはじめとする両市の合併に関する事項について協議することを目的とする。

3 主な協議事項

- 両市の合併に関する協議事項。
- 新市建設計画の作成に関する事項など。

4 組織及び役員

- 会長1名、副会長1名、監事2名、委員17名の計21名で組織する。

5 下部組織

- 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、両市の助役及び局部長で組織する幹事会を置く。

- 幹事会の下に専門的に協議又は調整するため、両市の部長クラスで組織する専門部会を置く。

6 事務局

- 両市の職員10名をもって組織し、事務所は浦和区常盤6-4-21 ときわ会館に置く。

7 協議会の運営に要する経費

- さいたま市と岩槻市が均等に負担する。

8 設置期日

- 平成16年6月25日